公告

(定期)

目

次

毎週火・金曜日発行

12月1日 (金曜日)

平成 18 年

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 道路の位置の指定 (建築指導課)...... 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度 (森林整備課)......

Щ

公安委公告

般競争入札の実施....

П

山口県告示第六百三十九号

律第二百四十九号) 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりで 平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和二十六年法

平成十八年十二月一日

山口県知事 = 井 関 成

_				
_	長門市	萩市	阿武町	区る位同 域集と一 団さの のれ単
	- 八 二 八	二七・四一	四・三〇	(ヘクタール) の限度 計可をすべ
	下松市	防府市	宇部市	区る位同 域集と一 団さの のれ単
_	三二八	三・九〇	0.	(ヘクタール) の限度 許可をすべ
	柳井市	平生町	上関町	区る位同 域集と一 団さの のれ単
	二· 0八	0・七二	九・〇五	(ヘクタール) の限度 計可をすべ
			島周町防大	区る位同 域集と一 団さの のれ単
			- 二・六四	(^/p/p-ル) の限度 許可をすべ

水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(亚惟口)	*	地 地 域と d		門にに市。万市 行 間 にに市。 一方市 で 一方市 で 一方市 で 一方市 で 一方市 で 一方市 で 一方・ で 一方 で 一方	が が が が が が が が が が が が が が	阿東町 で で で で で で で で で で で の で で の の の の の の の の の の の の の	旭る 凶る 村萩 域阿 _{tit}	の市 に武 域				The property of the proper
大	津	地	区 長 #	市『	ß ⊒	5					- - - -	
	豊浦	地	区下	南市						三四四四	三四四・一五	-
	厚東川~	厚狭	東宇	町部 及市 び 秋美	芳町 山陽	陽小野田市	市美祢郡美	美美		六五五	-	五 五 五
	堪		川 須口山	町市口 の並市 区び(域に平	(に限る。) 吉敷郡秋穂町、 -成十七年九月	町月 八三 小十 郡日	郡田におびいる	知山		二六七	二六七・四〇	一四
	佐波		波山	郡徳地町(平	の区域に限力	域に限る。) 防七年九月三十日に	府お 市け	る 佐		六 九 三	六九三・八八	· 八
	徳山	地	区 のお下)区域に限る)ける徳山寺		南陽市及び	び都濃郡鹿野田十日	野口町に		回〇二	四〇二・五九	四〇二・五九 一四〇・二八
	田布施川	烏田	割け光	上 関 町 、郡 ・ 間 ・ 間 ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の		施町及び平生町の区域に限る。) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	町る月 一十日 熊に	患に毛お				—————————————————————————————————————
	由宇川~	柳井	川 ろ珂岩	る。) 柳芸 珂郡由宇町、 岩国市 (平地		び月 周十 東九	町 の 区 域 に る	限玖		— 四	四・	
	錦川	下	流 び国岩)美和町の区域! 市並びに玖珂翌 日市 (平成十二	区域に限る。 以対那本郷村、 成十八年三月・	9 分	玖珂郡和芸野町、美川町の美川町の	木町る 町及岩			四七三・二一	四七三・
	大島	地	大	島郡周防	大島町							
	1 魚っ	魚つき保安林	秣									
	で 域集と一 団さの のれ単	のき許限皆可度伐を	している。	ズる位同 域集と一 団さの のれ単	のき許限皆可度伐を	積べ	える位同 域集と一 団さの のれ単	のき許	,没首叫) 限度 重可をすべ 一	通ず) का व

Ξ

保健保安林

- 二・六六

周南市

〇. 五〇

岩国市

二 〇六

Щ る集団の区域同一の単位とされ П 県 面積の限度許可をすべき皆伐 一三四・七四 ヘクタール)

山口県告示第六百四十号

(定期)

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。 平成十八年十二月一日

井

山口県知事 関

成

地
名
及
び
番
地
幅
· 수
(メートル)
延
(メー
トル長
(平名道
カメールの 敷
(平方メートル) 道路の敷地とな

山口県告示第六百四十一号

Щ

する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

平成十八年十二月一日

山口県知事 井 関 成

務用端末装置

交通信号灯器」に改める。 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「運転免許業務用端末装置」を「運転免許業

(六〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、

において公衆の縦覧に供します。 ら平成十九年四月二日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年十二月一日か

平成十八年十二月一日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 ゆめタウン宇部

所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

株式会社イズミ

広島市南区京橋町二番二二号

所

代表者の氏名

出 泰明

で来	たナ	
不客が駐車場	を行う者のの	変更
帯場 を	閉店	に
利用	時に刻お	係る
を利用することが	の閉店時刻 売店舗において小売業	事
7 C	小点	項
が	業	
三〇分まで 午前八時三〇分から午後-	午後九時	変
, 〇分から		更
一後九時		前
時三〇分まで午前八時三〇	午後一〇時	变
で分から午後	٠	更
午後一〇		後

兀 届出年月日

平成十八年十一月十七日

五 変更年月日

平成十八年十一月十八日

(六〇三)大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

平成十八年十二月一日

十八年七月二十一日山口県公告 (三九二) に係る大規模小売店舗について次のとおり山

山口県知事 _ 井 関 成

換地処分の年月日

平成十八年十一月十四日

換地処分の内容

とおり 国営農地再編整備事業 (豊北地区郷原換地区) 換地計画書に記載された換地計画の

(六〇六) 国営農地再編整備事業 (豊北地区郷東換地区) の換地処分

し た。 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区郷東換地区の換地処分を次のとおり行いま 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十八年十二月一日

山口県知事 = 井 関

成

換地処分の年月日

平成十八年十一月十四日

換地処分の内容

とおり 国営農地再編整備事業 (豊北地区郷東換地区) 換地計画書に記載された換地計画の

(六〇七) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成十八年十二月一日

山口県知事 井 関

成

開発区域に含まれる地域の名称 下松市南花岡五丁目

開発許可を受けた者の住所及び氏名 周南市梅園町二丁目三二番地の一

正人

Ξ

号

開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 光市宮ノ下町

新潟市清水四五〇一番地の 株式会社コメリ

光市室積西ノ庄 開発区域に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名 熊毛郡田布施町大字波野二一六一番地の一一

有限会社サンエイ



Щ

般競争入札の実施

П

公

告

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成十八年十二月一日

山口県知事 井 関

成

次に掲げる物品の購入 入札に付する事項

物品の名称及び数量 交通信号灯器 三三一台

物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

納入期限

平成十九年二月二十三日

(四) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする

- する者でないこと。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定
- 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入
- 入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 査において、電気通信機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、 物品等の種類等に関する告示 (平成十八年山口県告示第六十二号) に基づく資格審 契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成十七年山口県告示第三百七 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

契約条項を示す場所

Ξ

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部交通部交通規制課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

提出場所

山口県警察本部交通部交通規制課

受領期限

平成十九年一月十日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成十九年一月

十一日午後一時三十分)

入札を執行する場所及び日時

山口市滝町一番一号

山口県警察本部入札室

場所

日時

平成十九年一月十一日午後一時三十分

七

免除する。 入札保証金

号

無効入札

第 1809

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札
- 落札者の決定方法 ○ 及び○ に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 その他 札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

 (\Box)

契約担当者

山口県知事 二井 関成

(三)

契約書の作成の要否

契約保証金

(四) 免除する。

(五) をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

一〇内線五一六四) に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部交通部交通規制課 (電話〇八三-九三三-〇)

Summary

(1) Branch office in charge of contract: Finance Division, Police Administrations De partment, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be purchased: Stoplight lighting instru ments 331

Delivery period : February 23, 2007

(4) Delivery place: the Place where a person in charge will decide to contract

agement Division, Traffic Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Traffic Man-

1-1 Takimachi, Yamaguchi city (Tel 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. January 10, 2007 (In case of bringing a tender :1:30 P.M. January 11, 2007)

平成十八年十二月一日発行平成十八年十二月一日印刷

発発 行行 人所

口県知事 定

ЩЩ

事庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)